

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定 に関する意見等

一般社団法人 全国医療的ケア児者支援協議会
代表 前田 浩利



全国医療的ケア児者支援協議会

一般社団法人 全国医療的ケア児者支援協議会の概要

1. 設立年月日:平成27年7月11日

2. 活動目的及び主な活動内容:

活動目的及び主な活動内容: 医療的ケアを必要とする人と家族が笑って暮らせる日本社会の実現目的とする。

【主な活動内容】

- ・医療的ケアに関する政策提言事業
- ・医療的ケアの当事者とその家族、支援者のコミュニティづくり事業
- ・医療的ケアの当事者とその家族に対する相談及び支援事業
- ・医療的ケアに関する正しい知識の普及啓発及び広報事業
- ・医療的ケアに関する調査研究及び調査研究の成果を発表する事業
- ・医療的ケアに関する団体及び医療的ケア以外の関連団体との連携事業

3. 加盟団体数(又は支部数等):5団体(令和2年6月時点)

4. 会員数:802(令和2年6月時点)

5. 法人代表: 代表 前田 浩利(小児科医)

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等（概要）

(1) 医療的ケア児の新判定基準の導入について

昭和46年の「大島分類」基準及び平成元年の「超重症児スコア」を元にした福祉サービスにおいて、医療的ケア児は必要十分な医療保健及び福祉を利用することができていない。

一方、厚生労働省との研究事業では、家族が自宅で行っている医療的ケアの実態及び見守りの必要性が明らかになった。これらの観点を加味した新たな「医療的ケアのスコア」を判定基準として用いる必要がある。

(2) 「医療的ケア児」報酬の新設

上記の「医療的ケア児判定基準」に基づいて医療的ケアや見守り等を評価し、医療的ケアを安全に実施できる人員体制及び、これら人員配置にともなう諸経費（人件費）が、部分的な加算報酬ではなく、基本単価に組み込まれて支払われる仕組みを新設する必要がある。

医療的ケア児者の6類型

日本の福祉施策では、身体 + 知的 = 重症心身障害、知的 + 行動援護 = 強度行動障害、というダブルハンディが、1番支援度が高い者と定義されて来た。医療的ケア児はその定義を越える者も多い。

E: 重心 + 医ケアのトリプル障害

B: 知的障害ないlor軽立つ・動く

F: 重心 + 医ケア + 行動援護のクアドラプル障害

C: 知的障害あり立つ動く

D: C + 行動援護必要

重症心身障害

A: 知的障害ないlor軽身体障害あり



ここでの「行動援護」は、発達特性もしくは精神疾患に起因し、生活上強い配慮がいる状態を指すこととする。

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等（詳細版）

児童発達支援事業 重心定員5人 + 3人

児童発達支援事業 重心 定員5名 + 3人

都加算なしだと14,734,547円の赤字

年額

収入							支出		
科目	単価	予定人数	欠席率	日数/月	ヵ月	金額	科目	単価	金額
介護報酬(重心)	20,880	6.0	20.0%	23	12	27,661,824	人件費	別表参照	36,720,000
介護報酬(重心外)	8,270	2.0		23	12	3,652,032			
都加算	12,622	5.5		23	12	15,328,157	事業費(20%)	9,328,403	9,328,403
合計						46,642,013	合計		46,048,403
								収支	593,610

人件費	単価	× 社保険等	× 月	国基準	自前	金額/年
管理者兼サービス管理責任者	400,000	1.2	15	1.0		7,200,000
看護師	400,000	1.2	15	1.0	0.5	10,800,000
児童指導員or保育士	250,000	1.2	15	1.0		4,500,000
機能訓練担当職員	300,000	1.2	15	0.5		2,700,000
指導員	200,000	1.2	12		4.0	11,520,000
合計				3.5	4.5	36,720,000

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等（詳細版）

(1) 医療的ケア児の新判定基準の導入について

【意見・提案を行う背景、論拠】

昭和46年の「大島分類」基準及び平成元年の「超重症児スコア」では、医療的ケア児は必要十分な医療保険福祉のサービスを利用することができていない。厚生労働省の調査では、児童発達支援の32.7%、放課後等デイサービスの34.0%しか医療的ケア児を受け入れていない。

【意見・提案の内容】

十分な症例エビデンスをもとに我々が作成した「医療的ケア児判定基準」に基づき、医療依存度や見守り度等を評価した当判定基準を導入し、関連制度全般の施策における医療的ケア児の判定方法を再点検を行う必要がある。

次頁に、「医療依存度」や「見守り度」を加味した医療的ケア新判定基準を記載している。

スコア点数が「3点以上」の児を「医療的ケア児」と定義し、対象となる児は、出生後NICUから退院し、在宅生活が始まった時点から現行のすべての障害福祉サービスを使用できるようにすることが望ましい。

(次ページに続く)

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等（詳細版）

(1) 医療的ケア児の新判定基準の導入について

医療的ケア判定スコア(新案2)		基本スコア	見守りスコア		
			高	中	低
① 人工呼吸器 (NPPV、ネイザルハイロー、パナクションベンチレーター、排痰補助装置、高頻度胸壁振動装置を含む)	利用時間中の使用の有無にかかわらず	10	2 ¹⁾	1	0
② 気管切開カニューレ		8	2 ²⁾		0
③ 鼻咽頭エアウェイ	利用時間中の使用の有無にかかわらず	5	1	0	
④ 酸素療法	利用時間中の使用の有無にかかわらず	8	1	0	
⑤ 吸引	口鼻腔・気管内吸引	8	1	0	
⑥ 利用時間中のネブライザー使用・薬液吸入		3	0		
⑦ 経管栄養	経鼻胃管、胃瘻	8	2	0	
	経鼻腸管、経胃瘻腸管、腸瘻、食道瘻	8	2	0	
	持続経管注入ポンプ使用	3	1	0	
⑧ 中心静脈カテーテル	中心静脈栄養、肺高血圧症治療薬、麻薬など	8	2	0	
⑨ その他の注射管理	皮下注射 (インスリン、麻薬など)	5	1	0	
	持続皮下注射ポンプ使用	3	1	0	
⑩ 血糖測定 ³⁾	利用時間中の観血的血糖測定器	3	0		
	埋め込み式血糖測定器による血糖測定 ⁴⁾	3	1	0	
⑪ 継続する透析 (血液透析、腹膜透析を含む)		8	2	0	
⑫ 排尿管理 ³⁾	利用時間中の間欠的導尿	5	0		
	持続的導尿 (尿道留置カテーテル、膀胱瘻、腎瘻、尿路ストーマ)	3	1	0	
⑬ 排便管理 ³⁾	消化管ストーマ	5	1	0	
	利用時間中の排便、洗腸	5	0		
	利用時間中の浣腸	3	0		
⑭ 痙攣時の管理	坐剤挿入、吸引、酸素投与、迷走神経刺激装置の作動など	3	2	0	

< 注意事項 >

- 人工呼吸器の見守りスコアについては、人工呼吸器回路が外れた場合、自発呼吸がないために直ちに対応する必要がある場合は、「高」2点、直ちにはないがおおむね15分以内に対応する必要がある場合は「中」1点、それ以外の場合は「低」0点と分類する。
- 人工呼吸器と気管切開の両方を持つ場合は、気管切開の見守りスコアを加点しない。
- 吸引、血糖測定、排尿管理、排便管理については、複数項目のいずれか1つを選択する。
- インスリン持続皮下注射ポンプと埋め込み式血糖測定器とが連動している場合は、血糖測定の項目を加点しない。

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等（詳細版）

（2）「医療的ケア児」報酬の新設

【意見・提案を行う背景、論拠】

医療的ケア児は、「大島分類」において重症心身障害児としての判定対象とならないケースも多く、福祉通所施設サービスの利用においては、医療行為の必要のない知的障害児や発達障害児と同等の報酬で預かる仕組みとなっている。

平成30年度障害福祉報酬改定で新設された看護職員加配加算は、その厳しすぎる要件から取得率が児童発達支援では4.0%、放課後等デイサービスでは2.2%に過ぎない。また平成30年6月と令和2年2月を比較した請求事業所数の増加も、児童発達支援事業は36件、放課後等デイサービスは39件にとどまっている。同期間に、事業所数自体は児童発達支援事業は1,451件、放課後等デイサービスは1,856件増加している。この数字からみても、看護職員加配加算は地域社会の中で医療的ケア児を受け入れる新たな事業所数の増加誘因にはならなかったと評価せざるを得ない。重症心身障害児としての判定がでない医療的ケア児を受け入れる福祉事業所は、ほとんど経営が成り立たないのが実状である。しかしながら、医療的ケア児は全国で推計19,000人を超えて年々増加の一途を辿っており、社会のなかに持続可能な受け入れ体制を構築すべく、本報酬改定における抜本的措置を切に要望する。

【意見・提案の内容】

令和3年度障害福祉報酬改定において、概出の「医療的ケア児判定基準」に基づいて医療的ケアを評価し、医療的ケアを安全に実施できる人員体制の維持及び、これら人員配置にともなう諸経費（人件費）が、部分的な加算報酬ではなく、基本単価に組み込まれて支払われる仕組みを新設する必要がある。

また、医療的ケア児の場合、NICUからの退院後、在宅に移行してすぐに障害福祉サービスの支援が必要となることから、身体障害認定において、「障害固定6ヶ月」を経ての医療的ケア児への適用を撤廃し、都道府県単位の相談支援体制を整備し、在宅医療への移行をシームレスに支えること。

さらに、医療的ケア児に紐づく報酬は、新型コロナウイルス感染症防止の観点からも有用である。学校が臨時休業した際、放課後等デイサービス事業所は居場所の確保の観点から原則として開所を要請されていた。ただし、厚生労働省の調査では、医療的ケア児を受け入れていると回答した事業所は34.0%にとどまっており、医療的ケア児の居場所が確保されていたとは言えない。医療的ケア児に紐づく報酬により放課後等デイサービスでの医療的ケア児の受け入れが進み、居場所が確保されることになれば、新型コロナウイルス感染症防止につながる。

（次ページに続く）

(参考資料)

■ 医療的ケア児者の6類型

「医ケア判定加算」は今の看護師配置加算を残してさらに求めるのか？

国は、医ケア判定加算 or 看護師と考えるのではないか？

重症心身障害デイ
看護師1名
リハ非常勤1名
サービス管理者



A: 知的障害ないor軽
身体障害あり



強度行動障害加算?



強度行動障害加算?
1550円



看護師配置加算?

4250円 + α

看護師(600万) ÷ 5 = 120万 4350円 + 介護職医療的ケア加算

(参考資料)

・ 児童発達支援

既設 障害児(重症心身障害児を除く)	9,296円
既設 重症心身障害児	24,145円
新設 医療的ケア児	8,000円 ~ 15,000円

例: 医療的ケアのみ: 8,000円 ~ 15,000円
知的障害 + 医療的ケア: 9,296円 + 8,000円 ~ 15,000円 = 17,296円 ~ 24,296円

・ 放課後等デイサービス

既設 障害児(重症心身障害児を除く)	8,198円
既設 重症心身障害児	23,454円
新設 医療的ケア児	8,000円 ~ 15,000円

例: 医療的ケアのみ: 8,000円 ~ 15,000円
知的障害 + 医療的ケア: 8,198円 + 8,000 ~ 15,000円 = 16,198円 ~ 23,198円

(参考資料)

障害児通所支援事業所における加配加算と人員配置に関する調査概要（医療的ケア児関連抜粋）

調査対象等

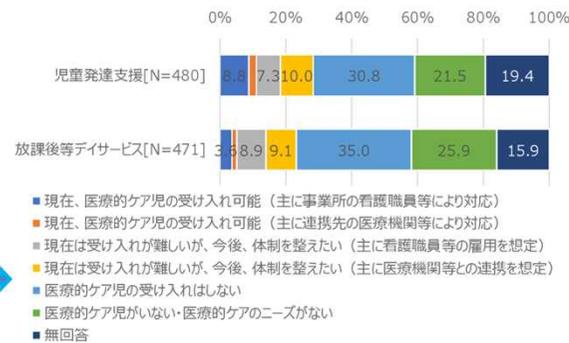
○全国の児童発達支援・放課後等デイサービス事業所（14,901事業所）から、加算事業所等により層化を行い、合わせて2,000事業所を抽出

送付数	回収数	回収率	有効回答数	有効回答率
2,000	1,303	65.2%	1,284	64.2%

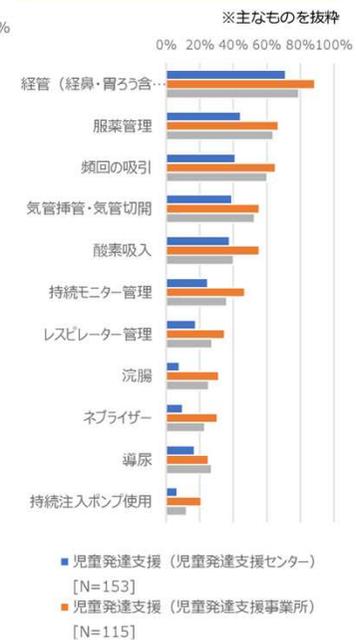
医療的ケア児の有無



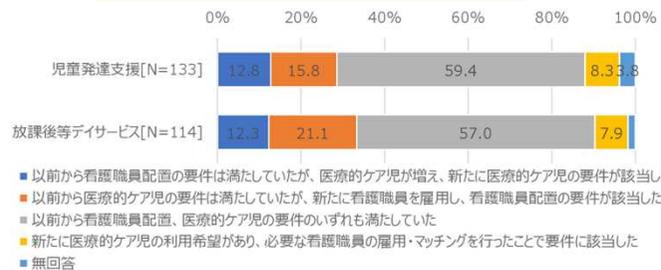
医療的ケア児の受け入れ意向



医療的ケアの対応〔複数回答〕



看護職員加配加算の届出を行った理由



障害児通所支援事業所における加配加算と人員配置に関する調査（結果概要）

(参考資料)

医療的ケア児者に関する主な加算の取得状況

事業名		平成30年6月分	令和1年 6月分	令和 1年10月分	令和 2年 2月分
児童発達支援 (看護職員加配加算) ※ () 内は主な対象が重症心身障害である事業所の算定数	事業所数	5,834(395)	6,520(462)	6,901(495)	7,285(527)
	請求事業所数	255(82)	269(89)	279(89)	291(98)
	算定者数	5,308(436)	5,480(438)	6,214(526)	6,462(579)
放課後等デイサービス (看護職員加配加算) ※ () 内は主な対象が重症心身障害である事業所の算定数	事業所数	12,535(580)	13,773(729)	14,080(758)	14,391(771)
	請求事業所数	277(100)	295(104)	306(107)	316(116)
	算定者数	4,164(913)	4,632(927)	4,772(986)	4,825(1,057)
生活介護 (常勤看護職員等配置加算) ※ () 内は常勤看護職員等配置加算Ⅱの算定数	事業所数	10,149	10,728	10,866	10,957
	請求事業所数	4,392(917)	4,718(1,031)	4,788(1,058)	4,808(1,050)
	算定者数	187,194(49,982)	194,633(54,053)	195,543(55,597)	194,668(55,115)
福祉型強化短期入所	事業所数	4,707	4,912	5,021	5,042
	請求事業所数	435	441	467	432
	算定者数	3,459	3,447	3,605	3,212
計画相談支援 要医療児者支援体制加算の算定数	事業所数	7,938	8,446	8,514	8,749
	請求事業所数	84	673	771	1,052
	算定者数	2,444	22,037	23,713	32,354
障害児相談支援 要医療児者支援体制加算の算定数	事業所数	4,411	4,810	4,872	4,846
	請求事業所数	75	554	656	865
	算定者数	1,044	9,434	9,436	11,470

※算定者数は報酬の算定対象となった障害児(者)等の人数であり、医療的ケア児の人数のみを示すものではない。
 ※放課後等デイサービスは、平日の授業終了後に実施している事業所数・算定者数。(休業日を除いている)

4